

令和4年2月3日

多摩市長 阿部 裕行 殿

多摩市国民健康保険運営協議会
会 長 下 井 直 毅

多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しについて（答申）㊦

令和3年12月16日付3多健保第2093号をもって市長から諮問のあった件について、以下のとおり本協議会の意見を申し述べます。

今回の諮問は、国民健康保険を取り巻く社会情勢や国の動き、国民健康保険が抱える構造的な課題、税負担の公平性などを踏まえ、保険税率等の見直しについて本協議会としてどのように考えるか意見を求められました。

このことについて、会議を令和3年12月16日、令和4年1月20日、2月3日に、計3回開催し審議を進めました。

諮問事項の審議の過程において、全国市町村国保及び多摩市国民健康保険の現状、「第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針」に掲げる財政健全化に向けた取り組み、「経済財政運営と改革の基本方針2021」などの国の動向、国の動向が多摩市国民健康保険や被保険者に与える影響などについて説明がありました。

説明によると、市町村国保被保険者の構造変化により、加入者の約半数が無職者となっている中で、令和4年10月に実施される社会保険の適用拡大等により、一定の所得がある被保険者が国民健康保険から離脱していくなど、国民健康保険が抱える構造的課題がますます顕著に表れ、多摩市国民健康保険においても、約5割の世帯が軽減対象の低所得世帯となることが想定されるなど、今後も厳しい国保財政運営が見込まれます。

他方、国は国保財政を健全化する観点から、法定外繰入金 of 早期解消、保険料水準の統一などの取り組みを促進し、多摩市においても「第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針」を策定し、財政健全化に向けた取り組みを進めています。税負担の公平性からの法定外繰入金の削減や、将来的な保険料水準統一を見据えた財政健全化への取り組みは重要であると考えます。

これら国民健康保険を取り巻く社会情勢や国の動き、また、オミクロン株による新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、様々な要因を踏まえ審議を重ねてきました。

「多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しについて」について、下記のとおり答申します。

なお、諮問事項の審議において、委員から出された国民健康保険の運営に対する意見

を付帯意見として取りまとめましたので、今後の事業運営にあたり参考としてください。

記

1 保険税率について

財政健全化の取り組みを踏まえれば、「第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針」に掲げる対前年度比4%増が望ましいが、一方で社会保険の適用拡大等により低所得者割合が更に増加することが想定されること、物価上昇が低所得世帯へ与える影響やコロナ禍であるという特殊性を考慮し、2%の増額改定とする。

2 実施時期について

上記の改定は、令和4年4月1日から実施する。

付帯意見

今回の答申にあたり、次のことに取り組むことを要望します。

1 今後、国民健康保険の構造的な課題がますます顕著に表れてくることが想定され、税率改定の議論をしても国保制度は成り立っていきません。医療保険制度の在り方も含め、多摩市だけではなく、東京都市長会などでこの構造的な課題の解決に向けた議論を行い、東京都や国に提言してください。

2 国保財政健全化に向けた法定外繰入金削減などの取り組みは重要であると考えますが、コロナ禍という状況下にあって各市区町村は厳しい財政運営を強いられています。これを、他の医療保険と比較して本人負担率の高い国保被保険者の保険税負担に全額転嫁するのではなく、財政支援や公費負担の在り方について、東京都や国に申し入れを行ってください。